

○令和２年度決算 社会福祉充実残額の算定結果について

社会福祉法等の一部を改正する法律により、平成 29 年 4 月 1 日以降、社会福祉法人は毎会計年度、法人が所有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を算定し、社会福祉充実残額がある場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（社会福祉充実計画）を策定し、これに基づく事業を実施しなければならないこととなりました。

令和２年度決算報告書に基づき算定した結果、社会福祉充実残額は発生しないことから、前述の計画を策定する必要はありません。

○社会福祉充実残額算定

社会福祉充実残額＝①「活用可能な財産」－（②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」＋③「再取得に必要な財産」＋④「必要な運転資金」）

①「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産（a）	2,077,963,371
負債（b）	292,452,410
基本金（c）	845,189,942
国庫補助金等特別積立金（d）	425,363,414
合計（a－b－c－d）	514,957,605

②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

項目	金額
財産目録合計（a）	1,235,784,166
対応負債合計（b）	81,760,000
対応基本金（c）	845,189,942
国庫補助金等特別積立金（d）	425,363,414
合計（a－b－c－d）	0

③「再取得に必要な財産」

項目	金額
将来の建替費用	263,470,613
大規模修繕に必要な費用	94,769,725
設備・車輛等の更新に必要な費用	584,048,020
合計	942,288,358

④「必要な運転資金」

項目	金額		月数	合計額
年間事業活動支出	1,384,881,291	12	3	346,220,322

⑤「社会福祉充実残額」

項目	金額	控除対象財産計
活用可能な財産	514,957,605	1,288,508,680
社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	0	
再取得に必要な財産	942,288,358	
必要な運転資金	346,220,322	
計算の特例		
合計	-773,550,000	